

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 4 月 18 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 東京都港区海岸一丁目14番22号

氏名 NX商事株式会社東京支店

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-228-0256

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NX商事株式会社東京支店 不動産営業部新潟営業センター
事業場の所在地	新潟県新潟市中央区万代4-4-20
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで 7 8

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	39,711万円
③従業員数	3名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥：再生処理業者に委託→再生改良土、肥料として再資源化・廃プラスチック類：再生処理業者に委託→原料として再資源化・紙くず：再生処理業者に委託→原料として再資源化・木くず：再生処理業者に委託→再生チップとして再資源化・金属くず：鉄・非鉄に分類→売却・製鋼原料、非鉄原料として利用・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず：処理業者に委託→原料として再資源化 (一部)安定型処分場に埋立・がれき類：再生処理業者に委託→再生砕石として再資源化・混合産業廃棄物：中間処理業者に委託→(分別可能)再資源化 (分別不可能)安定型・管理型処分場に埋立・石綿含有廃棄物：処理業者に委託→「石綿含有廃棄物等マニュアル」により処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者:新潟営業所長	管理責任者および管理担当者に対する指導 社員に対する教育 その他適正処理に関わる事項
管理責任者:新潟支店課長	廃棄物処理計画の策定 契約および処理の関わる審査および承認 監督官庁への報告および保存 管理担当者への指導 その他関係する事項
管理担当者:組織人数3名	処理業者の調査および選定 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付・管理 協力業者への教育・指導 処理施設の点検および指導 産業廃棄物の排出量集計 その他適正処理に必要な事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (5 年度) 実績】		廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず
産業廃棄物の種類									
排出量	7.29 t	27.78 t	73.08 t	45.67 t	3,005.48 t	0.27 t	7.80 t	0.28 t	
産業廃棄物の種類									
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組)									
有価物と廃棄物の分別。 再資源化率の高い処理業者を選択。									
【目標】		廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず
産業廃棄物の種類									
排出量	5.00 t	20.00 t	50.00 t	40.00 t	2,000.00 t	0.20 t	5.00 t	0.20 t	
産業廃棄物の種類									
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の計画)									
これまでの取組みを継続して実施する。									

産業廃棄物の分別に関する事項

⊖ 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルトがら、木くずの分別、再資源化の推進に取組んでいます。
⊕ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を推進して混合廃棄物の削減に努めます。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状		【前年度（5年度）実績】							
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
実施予定無し									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状		【前年度（5年度）実績】							
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
実施予定無し									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（5年度）実績】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない									
【目標】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
実施予定無し									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（5年度）実績】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
全処理委託量	7.29 t	27.78 t	73.08 t	45.67 t	3,005.48 t	0.27 t	7.80 t	0.28 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	4.08 t	22.05 t	8.19 t	20.00 t	117.45 t	0.24 t	0.14 t	0.15 t	t
再生利用業者への処理委託量	7.29 t	27.78 t	73.08 t	45.67 t	3,005.48 t	0.27 t	7.80 t	0.28 t	t
認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従って産業廃棄物を委託出来る業者を選定し依頼									

① 計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず等	がれき類	水銀使用製品	管理型混合廃棄物	繊維くず	
	全処理委託量	5.00 t	20.00 t	50.00 t	40.00 t	2,000.00 t	0.20 t	5.00 t	0.20 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	4.00 t	18.00 t	10.00 t	20.00 t	500.00 t	0.20 t	2.00 t	0.25 t	
	再生利用業者への処理委託量	5.00 t	20.00 t	50.00 t	40.00 t	2,000.00 t	0.20 t	5.00 t	0.20 t	
	認定熱回収業者への処理委託料									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	産業廃棄物の種類									
	全処理委託量									
	優良認定処理業者への処理委託量									
	再生利用業者への処理委託量									
	認定熱回収業者への処理委託料									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	(今後実施する予定の取組)									
	再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。									
	※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



